

平成28年3月

関西広域連合議会定例会議案

(広域連合長提出)

目 次

| | 頁 |
|-------|---|
| 第1号議案 | 平成28年度関西広域連合一般会計予算の件…………… 1 |
| 第2号議案 | 平成27年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）の件…………… 3 |
| 第3号議案 | 関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例制定の件…………… 5 |
| 第4号議案 | 関西広域連合行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の 件…………… 7 |
| 第5号議案 | 関西広域連合資格試験等基金条例制定の件……………11 |
| 第6号議案 | 関西広域連合広域計画の一部を変更する件……………13 |
| 第7号議案 | 関西広域スポーツ振興ビジョンを定める件……………15 |

第 1 号議案

平成28年度関西広域連合一般会計予算の件

平成28年度関西広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,804,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|---------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 |
| | | 1,098,116 |
| | 1 負担金 | 1,098,116 |
| 2 使用料及び手数料 | | 119,855 |
| | 1 手数料 | 119,855 |
| 3 国庫支出金 | | 538,648 |
| | 1 国庫支出金 | 538,648 |
| 4 寄付金 | | 1 |
| | 1 寄付金 | 1 |
| 5 繰入金 | | 44,430 |
| | 1 基金繰入金 | 44,430 |
| 6 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 7 諸収入 | | 3,382 |
| | 1 預金利子 | 1 |
| | 2 雑収入 | 3,381 |
| 歳入合計 | | 1,804,433 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|-------------------|--------------|
| 1 議 会 費 | | 千円 14,894 |
| | 1 議 会 費 | 14,894 |
| 2 総 務 費 | | 363,801 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 276,901 |
| | 2 企 画 調 整 費 | 86,240 |
| | 3 選 挙 費 | 164 |
| | 4 監 査 委 員 費 | 496 |
| 3 広 域 防 災 費 | | 21,604 |
| | 1 広 域 防 災 費 | 21,604 |
| 4 広域観光・文化・スポーツ振興費 | | 49,178 |
| | 1 広域観光・文化振興費 | 48,559 |
| | 2 広域スポーツ振興費 | 619 |
| 5 広 域 産 業 振 興 費 | | 49,757 |
| | 1 広 域 産 業 振 興 費 | 41,182 |
| | 2 農 林 水 産 振 興 費 | 8,575 |
| 6 広 域 医 療 費 | | 1,091,784 |
| | 1 広 域 医 療 費 | 1,091,784 |
| 7 広 域 環 境 保 全 費 | | 41,394 |
| | 1 広 域 環 境 保 全 費 | 41,394 |
| 8 資 格 試 験 ・ 免 許 費 | | 162,734 |
| | 1 資 格 試 験 ・ 免 許 費 | 162,734 |
| 9 広 域 職 員 研 修 費 | | 4,286 |
| | 1 広 域 職 員 研 修 費 | 4,286 |
| 10 公 債 費 | | 1 |
| | 1 公 債 費 | 1 |
| 11 予 備 費 | | 5,000 |
| | 1 予 備 費 | 5,000 |
| 歳 出 合 計 | | 1,804,433 |

第 2 号議案

平成27年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）の件

平成27年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,126千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,913,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 1,059,156 | 19,218 | 1,078,374 |
| | 1 負担金 | 1,059,156 | 19,218 | 1,078,374 |
| 3 国庫支出金 | | 540,704 | △35 | 540,669 |
| | 1 国庫支出金 | 540,704 | △35 | 540,669 |
| 7 諸 収 入 | | 2,257 | 943 | 3,200 |
| | 2 雑 入 | 2,256 | 943 | 3,199 |
| 歳 入 合 計 | | 1,893,862 | 20,126 | 1,913,988 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 2 総 務 費 | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | 367,284 | △2,700 | 364,584 |
| | 1 総務管理費 | 283,887 | △1,700 | 282,187 |
| | 2 企画調整費 | 82,737 | △1,000 | 81,737 |
| 3 広 域 防 災 費 | | 19,555 | △1,793 | 17,762 |
| | 1 広域防災費 | 19,555 | △1,793 | 17,762 |
| 4 広域観光・文化振興費 | | 38,257 | 300 | 38,557 |
| | 1 広域観光・文化振興費 | 38,257 | 300 | 38,557 |
| 5 広域産業振興費 | | 46,062 | △4,355 | 41,707 |
| | 1 広域産業振興費 | 41,045 | △3,189 | 37,856 |
| | 2 農林水産振興費 | 5,017 | △1,166 | 3,851 |
| 6 広 域 医 療 費 | | 1,250,710 | 32,610 | 1,283,320 |
| | 1 広域医療費 | 1,250,710 | 32,610 | 1,283,320 |

| | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 7 広域環境保全費 | | 38,013 | △1,755 | 36,258 |
| | 1 広域環境保全費 | 38,013 | △1,755 | 36,258 |
| 9 広域職員研修費 | | 4,292 | △2,181 | 2,111 |
| | 1 広域職員研修費 | 4,292 | △2,181 | 2,111 |
| 歳出合計 | | 1,893,862 | 20,126 | 1,913,988 |

第 3 号議案

関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例制定の件

関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例を次のように定める。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他関係法律の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法（他の法律において準用する場合を含む。）において使用する用語の例による。

(審査請求における手数料の納付)

第3条 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(再審査請求における手数料に係る規定の準用)

第4条 前条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、同条中「法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と読み替えるものとする。

(関西広域連合行政不服審査会)

第5条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに、広域連合長の附属機関として、関西広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査請求の事件が発生したときに設置し、全ての事件が終了したときに廃止する。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が任命する。

3 委員の任期は、審査会の廃止をもって終了するものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第8条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

第 3 号議案

(審査会の会議)

第9条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、議長が決する。

(審査会の会議録)

第10条 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、本部事務局総務課において行う。

(委任)

第12条 第5条から前条までに規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(審査会の提出資料の写しの交付における手数料に係る規定の準用)

第13条 第3条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条中「法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(補則)

第14条 この条例（第5条から第11条までの規定を除く。）の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(審査会の招集の特例)

2 事件ごとに最初に開かれる審査会は、第9条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

別表（第3条、第4条、第13条関係）

| 交付の方法 | 種別 | 金額 |
|---|--------|------------|
| 書面等を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付 | 1 単色刷り | 用紙1枚につき10円 |
| | 2 多色刷り | 用紙1枚につき30円 |

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

第 4 号議案

関西広域連合行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

関西広域連合行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(関西広域連合附属機関設置条例の一部改正)

第1条 関西広域連合附属機関設置条例(平成23年関西広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表関西広域連合情報公開審査会の項中「第20条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(関西広域連合情報公開条例の一部改正)

第2条 関西広域連合情報公開条例(平成23年関西広域連合条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第20条」を「第19条の2」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章第1節中第20条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条中「公開決定等」の右に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「決定又は」を削り、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 裁決で、公開請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、公文書の全部を公開するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。

第 4 号議案

第21条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第21条第2号及び第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条及び第26条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第28条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第29条第1項中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第38条第1項第2号中「第27条」を「第27条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

（関西広域連合個人情報保護条例の一部改正）

第3条 関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条の2」に改める。

第2章第4節中第42条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第41条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第42条を次のように改める。

（審議会への諮問）

第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る個

人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、開示請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る個人情報全部を開示することとするとき。ただし、個人情報全部を開示するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。

(4) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

(5) 裁決で、訂正請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

(6) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

(7) 裁決で、利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。

第43条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第43条第2号及び第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第45条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第46条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第47条及び第48条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第49条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第50条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第51条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立て」を

第 4 号議案

「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第55条第2号中「第49条」を「第49条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第58条第1項中「実施機関」を「及び実施機関」に改める。

(関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年関西広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(関西広域連合行政手続条例の一部改正)

第5条 関西広域連合行政手続条例（平成24年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「異議申立て」を「再審査の請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた第2条の規定による改正前の関西広域連合情報公開条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第6条の規定による公文書の公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の関西広域連合情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前になされた第3条の規定による改正前の関西広域連合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項若しくは第2項の決定、旧条例第28条第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第36条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第12条第1項若しくは第2項の規定による請求、旧条例第25条第1項の規定による請求若しくは旧条例第33条第1項の規定による請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の関西広域連合個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前になされた第4条の規定による改正前の関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び第5条の規定による改正前の関西広域連合行政手続条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

第 5 号議案

関西広域連合資格試験等基金条例制定の件

関西広域連合資格試験等基金条例を次のように定める。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合資格試験等基金条例

(設置)

第1条 関西広域連合による准看護師、調理師及び製菓衛生師に係る資格試験の実施並びにこれらの資格に係る免許の交付等の事業（以下「資格試験等事業」という。）に必要な財源を確保し、もって将来にわたる資格試験等事業の円滑な推進に資するため、関西広域連合資格試験等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、資格試験等事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 6 号議案

関西広域連合広域計画の一部を変更する件

関西広域連合広域計画を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合広域計画の一部を次のとおり変更し、この変更に係る関西広域連合規約改正の総務大臣許可があった日から施行する。

第5実施事務の対応方針及び概要の8その他広域にわたる政策の企画調整等の(2)地域の振興計画の策定及び実施の次に次のように加える。

(3)まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画の策定及び実施

東京への一極集中を是正し、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すため、7つの広域事務など、各府縣市単独では出来ない広域的な取組や、関西広域連合が連絡調整する方が効率的かつ効果的な取組を緊急的かつ集中的に展開する「関西人口ビジョン」及び「関西版総合戦略」の策定及び実施に関する事務を行う。

第 7 号議案

関西広域スポーツ振興ビジョンを定める件

関西広域スポーツ振興ビジョンを次のとおり定めることについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第1号）第3条の規定により、議決を求める。

平成28年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域スポーツ振興ビジョンを次のように定める。

はじめに

国においては、スポーツ振興法を50年ぶりに見直し、平成23年6月にスポーツ基本法を制定した。この中で、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、同法に基づき、我が国のスポーツ政策の具体的方向性を示した「スポーツ基本計画」を平成24年3月に策定した。

また、同法においては、この計画を参酌して都道府県でそれぞれの地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものと規定されていることから、各自治体では地域の実情を踏まえて計画を策定しているところである。

こうした中、平成25年11月に、アジアで初となるスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会、「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催が決定し、すでに開催が決定しているラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックとあわせて2019年以降、大規模スポーツイベントが相次いで開催されることとなった。

関西広域連合では、これらを契機とする生涯スポーツの気運の高まりを継続的なものとするため、関西における生涯スポーツの振興による元気で活力のある健康長寿社会の実現、スポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大、定住促進等の地域の活性化を強力に進めることとし、平成27年7月、関西広域連合広域計画に「広域スポーツの振興」を加えた。

本ビジョンは、各構成府県市におけるスポーツ振興施策等と連携しつつ、関西ワールドマスターズゲームズ2021が開催される平成33年度末までの間に、関西広域連合として取り組むべきライフステージに応じたスポーツ振興施策とスポーツの副次的効果を明確にすることにより、一体的な取組を展開していくものである。

1 スポーツをめぐる現状と課題**(1) 生涯スポーツの状況****① 現状****【少年期・青年期】（11～19歳）**

生活様式や環境の変化、少子化等により、子どものスポーツや外遊びに不可欠な「時間」、「空間」、「仲間」が減少する中、学校体育授業以外で運動する子どもとしない子どもの二極化が顕著となっている。このことは、文部科学省が平成20年度から実施している「全

国体力・運動能力、運動習慣等調査」の1週間の総運動時間の結果分析でも明らかである（文部科学省「子どもの体力向上のための取組ハンドブック 平成24年3月」）。

また、平成11年度から導入された新体力テストの17年間の合計点の年次推移をみると、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向を示しているものの、握力、走力、跳力、投能力は、体力の水準が最も高かった昭和60年頃と比較すると、中学生男子の50m、ハンドボール投げ及び高校男子の50m走を除き、依然低い水準になっている（文部科学省「体力・運動能力調査結果の概要及び報告書」平成26年度）。

【青年期・壮年期・中年期】（20～59歳）

20代から50代における昭和61年から平成23年までの25年間の「スポーツ実施率」（総務省統計局「社会生活基本調査 平成23年」）と平成12年から平成25年までの13年間の「運動不足を感じる意識」（文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」）の変化に注目すると、いずれの年代においてもスポーツ実施率は減少しているほか、運動不足と感じる割合が増加している。特に30代においては、「スポーツ実施率」が約20ポイント減少する一方で、「運動不足を感じる意識」の割合が約17%増加しており、他世代と比較して変化の幅が大きい。

これら20代の青年期から50代の中年期において、スポーツ実施率が低い理由としては、「仕事（家事・育児）が忙しくスポーツをする時間がない」や「運動・スポーツは好きでない」、「お金がかかる」等の回答が多くみられる（文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査 平成24年度」）。

【中年期・高年期】（60歳以上）

60代以上においては、青年・中年層と逆にスポーツ実施率が増加している一方で、「運動不足を感じる意識」の割合も約15%増加しており、健康増進への意欲の高まりがうかがえる。

② 課題

運動やスポーツが習慣化されていない子どもや、青年・中年期の成人に対しては、スポーツの実施の必要性に対する意識を向上させるとともに、身近なところから気軽にスポーツをはじめることができる環境づくりの取組を、また、60代以上に対しては、スポーツへの高い関心に応えられるような多様な活動機会を提供する取組をそれぞれ行うなど、ライフステージに応じた効果的なアプローチを検討することが必要である。

また、スポーツ参加の機会を提供する観点で、健康志向や楽しみ志向のニーズを有する地域住民を対象とした活動を中心に行っている総合型地域スポーツクラブの役割が注目されているが、約2割の自治体で未設置である。

さらに、設置後の状況をみると、活発に活動しているクラブと会員・財源・指導者等の不足によりスポーツ機会が十分提供できていないクラブがある等二極化が進んでいる。クラブの設置主体、責任は市町村であるものの関西の全域でスポーツ参加機会の拡大を図っていくため、今後、関西広域連合としてクラブの設置や活性化に向けた支援の検討が必要である。

(2) 競技スポーツの状況

① 現状

関西には、サッカーで国際大会の開催基準を満たす専用スタジアムの「市立吹田サッカースタジアム」やナショナルトレーニングセンター「J-GREEN堺」の他、全国高校野球大会、大学アメリカンフットボール（甲子園ボウル）の開催会場の「阪神甲子園球場」、高校ラグビーの「花園ラグビー場」、全国高校駅伝の「西京極陸上競技場付設マラソンコース」に、セーリング競技のナショナルトレーニングセンター「和歌山セーリングセンター」、さらには、プロ野球のキャンプやオープン戦の開催実績のある地方球場に、各種競技大会の開催が可能なスキー場や海・河川・湖等、競技スポーツにおいて「聖地」とよばれるシンボリックな競技場を含め、全国大会規模の施設が多数点在している。

また、関西圏域では、これまでも積極的に競技大会の誘致や大規模スポーツイベントの開催に取り組んできた府県市が多く、過去には「第14回アジア女子ジュニアバスケットボール選手権大会（1998）」「2002FIFAワールドカップ・国内キャンプ誘致」「2007第11回IAAF世界陸上競技選手権大会」「第19回アジア陸上競技選手権大会（2011）」他を誘致・開催してきた。

② 課題

大規模競技大会の開催実績を有する競技施設が関西各地に整備されており、関西ワールドマスターズゲームズ2021の様な総合競技大会を、関西の広域エリアで開催することは、一自治体で単独競技大会を開催する場合と比較して広域的なスポーツの振興やインバウンドの拡大等による地域経済の発展など、その波及効果ははるかに大きい。しかし、このような大規模競技大会を一自治体が単独で招致しようとした場合、競技場の確保、競技運営の人材確保等の点で実現が困難となる場合がある。そこで関西全体として大規模競技大会の招致・開催を継続させていくため、施設利用についての自治体間の連携方策を検討する必要がある。

(3) 障害者スポーツの状況

① 現状

日本の障害者スポーツの歴史をみると、昭和39年のパラリンピック東京大会の開催が契機となり、全国身体障害者スポーツ大会が毎年開催されるようになった。その後、平成4年からは、障害のある人々の社会参加の推進や、国民の障害のある人々に対する理解を深めることを目的に「全国障害者スポーツ大会」として、平成13年から国民体育大会終了後に同じ開催地で行われている。

また、平成23年8月施行のスポーツ基本法において、障害者を含めたすべての国民のスポーツ権が明文化された。しかしながら、障害者がスポーツを実施する障壁として「（会場までの）交通手段・移動手段がない」「スポーツ・レクリエーションをできる場所がない」「一緒にスポーツ・レクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である」「人の目が気になる」「施設に利用を断られる」等の意見が多い（文部科学省「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究報告書 平成25年度」）ほか、障害者スポーツの情報不足により、参加機会が失われることも多くある等の指摘もある（内閣府「障害者施策総合調査 平成20年調査」）。

② 課題

関西においても、障害者の誰もが参加でき、障害者スポーツが広く認知されるようなシンボリックな大会の開催と継続を図るとともに、身近な地域でいつでも、どこでも、気軽

にスポーツを楽しめる基盤となる地域のスポーツ活動の拡充が必要である。

また、府県民の障害者に対する理解を深め、障害者スポーツに関する大会等の情報提供を促進する等、障害者のスポーツ大会への参加機会の拡充方策の検討及び体育施設はもとより、社会全体におけるバリアフリー化を促進するための環境整備の検討が必要である。

(4) スポーツ人材の育成と活用

① 現状

国においては、国際競技大会等を招致・開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興や地域の活性化につながることから積極的に進めることを提唱している。しかしながら、国際競技大会等の招致・開催は、中央競技団体や地方公共団体が主体となって進められているものの、そのために必要な関係省庁・地方公共団体・スポーツ界等の連携が必ずしも充分とはいえないとの指摘もある。

また、国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催に取り組むためには、国際スポーツ界で活躍できる指導者、審判等のスポーツ人材を養成する必要もあわせて指摘されている。

② 課題

従来、スポーツ人材の育成については、各府県市においてそれぞれ取り組んできたが、アスリートの育成や、今後、関西各地で広域的に開催される関西ワールドマスターズゲームズ2021の円滑な大会運営、あるいは関西で継続して大規模総合競技大会を積極的に招致・開催していくために必要となるスポーツ人材を確保するため、関西広域で連携した人材育成システムを検討する必要がある。

(5) 国内外のスポーツ大会の開催等の推進

① 現状

オリンピック・パラリンピックや世界選手権大会などの国際大会を我が国で開催することについては、約9割もの人々が「好ましい」と回答するなど、非常に関心が高いことが伺える(文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査(平成25年1月調査)」)。また、国際大会の開催は、地域のスポーツ振興に大きく寄与することはもちろん、地域住民のボランティア参加やホスピタリティを醸成し、競技場やインフラの整備、訪日外国人観光客の増加などの経済的な効果も生み出す。

関西ワールドマスターズゲームズ2021では、参加者数の目標として、国外約20,000人、国内約30,000人の計50,000人を掲げており、経済波及効果は約140億円とも試算されている。これに加え、東京2020オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019といった国際大会が連続して開催され、国内外から多くの人々が関西を訪れることが期待できることから、関西を活性化させる絶好の機会を迎える。

② 課題

関西における大規模競技大会の関係により人々のスポーツへの関心や大会の開催がもたらす波及効果を最大限に引き出すことが必要であるが、関係省庁・地方公共団体・スポーツ界等との連携、関西でのスポーツに関する実態把握、スポーツ関連組織とのネットワーク形成、社会的機運の醸成等が必ずしも十分とはいえないという指摘もある。

今後、関西ワールドマスターズゲームズ2021、ラグビーワールドカップ2019の成功や東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致の実現、関連イベントの開催、また、

関西におけるスポーツに関する住民の意識やインフラの整備状況などの情報の収集と共有、活用を関西全体で取り組む体制を検討する必要がある。

2 関西が目指す将来像

上記の現状と課題を踏まえ、関西広域スポーツ振興ビジョンでは、次の3つの将来像の実現を目指す。

◆ 生涯スポーツの拠点「生涯スポーツ先進地域関西」

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催は、関西における地域住民のスポーツ参加を促進し、地域活性化、さらには誰もが元気で活力のある健康長寿社会を実現する契機となる。

このため、各府県市の円滑な調整力のもと、年齢、性別、障害の有無を問わず、全ての人のライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、運動・スポーツに対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施者を増やすため様々なスポーツ参画の機会を創出していく。

また、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック、そして関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の3大スポーツイベントの開催を生生涯スポーツ人口の拡大と文化発展等につなげるとともに、新たな国際競技大会等を招致・開催する等、生涯スポーツの気運の高まりを持続的なものにする取組を推進し、日本の生涯スポーツの拠点となる「生涯スポーツ先進地域関西」を目指す。

◆ 競技スポーツ大会の拠点「スポーツの聖地関西」

関西には、各競技において「聖地」とよばれるシンボリックな競技場が数多く点在し、また様々なスポーツ大会を生み育ててきた歴史、風土がある。これらスポーツ文化の進展は、地域のスポーツ人材を育て、新たな競技大会の招致・開催を実現する基盤が整い、これにより再びスポーツ人材が育つといった好循環を創出し、地域の活力を生み出した。関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催を迎える今、これを関西の活力の創出へと結びつける絶好の機会を迎えている。

このため、聖地と称される競技場や発祥の地を数多く持つ関西の強みを生かし、従来、各自治体において取り組んできた国際競技大会等の招致・開催について、関西広域として包括的に捉え、広域的なスポーツ人材の育成や施設の相互利用の促進を目指す。これにより、各自治体だけでは困難であった大規模競技大会運営の基盤を安定させ、新たな国際競技大会・合宿の招致実現性を高め、毎年、関西各地で競技大会が開催される環境をつくりだし、競技スポーツによる地域振興を推進するなど、日本の競技スポーツ大会の拠点として「スポーツの聖地関西」を目指す。

◆ スポーツツーリズムの拠点「スポーツツーリズム先進地域関西」

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 をはじめ、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの相次ぐ開催は、莫大な集客力と経済波及効果をもたらすスポーツツーリズムをはじめとするスポーツ関連産業の活性化はもちろんのこと、交流人口の拡大や定住促進等の地域の活性化を強力に進める絶好の機会となる。

このため、これまで各自治体がスポーツと観光の垣根を越えて推進してきた、国際競技大会・合宿招致と観光まちづくりとを融合させた取組について、今後は関西広域連合として新たに各府県市の広域的連携のもと、関西における多種多様な地域観光資源とスポーツとを結びつけ、他府県からの訪問者やインバウンドの拡大を図るなど、関西地域の経済の活性化を

図る取組を推進し、「スポーツツーリズム先進地域関西」を目指す。

3 広域課題に対する戦略

関西広域連合として、関西におけるスポーツ振興等のため上記の「現状と課題」をふまえ、3つの将来像の実現を目指して、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 が開催される平成 33 年度末までの間に、以下の戦略に取り組む。

◇ 戦略 I 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現に向けた戦略

① 子どもや子育て層のスポーツ参加機会の拡充

生涯スポーツを推進していくためには、まず子どもの頃からスポーツに接する機会を増大させることが必要である。

このため、身近な地域で子どもがスポーツに参加できるスポーツ少年団や高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせてスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ活動で、例えば過疎地等地理的条件により人材不足のため活動が停滞している団体に対して、同様の課題を持つ近隣県同士で、県境を超えた交流会の実施や指導者・選手の相互派遣、あるいは地方の団体に対するプロスポーツ観戦機会の提供やプロ選手による指導の機会を設ける等の支援を通じてスポーツの習慣化を促進する。

また、発育段階にある子どもたちのスポーツ障害の予防の重要性を周知する事業を検討する。

さらに、子どもの参加を促すためには、子どもを持つ親へのアプローチも大切であると考えられる。そこで、防災や子育て等、スポーツ以外の分野にスポーツをリンクさせ、例えば災害時に、家族を守りながら安全に避難する知識や体力を身につけるため、避難所を確認しながらウォーキングするような機会づくりや、乳幼児を抱える母親を対象にスポーツ・レクリエーションを生活や子育てにうまく取り入れる講座といった新しいイベントを開催する等、子育て層等のスポーツへの参加機会を創出する。

② 中・高年のスポーツの振興

生涯スポーツを振興するためには、加齢に伴う健康増進を目的としたいわゆるヘルススポーツのほか、高齢者だからこそ取り組むことができる余暇充実を目的としたレジャースポーツや目標挑戦を目的とするマスターズスポーツにも注目しながら、スポーツライフの多様化に対応していくことが重要である。

そのような中、関西で開催される「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」は、ヘルススポーツ、レジャースポーツ、マスターズスポーツ全てをかねそなえた大会であり、概ね 30 歳以上という年齢基準さえ満たしていれば、競技経験や選手登録の有無も問われない誰もが気軽に参加できる大会であることから、大会への参加を促すことで、生涯スポーツの拡大を図る絶好の機会となりうる。

このため、今後、関西各府県市において関西マスターズスポーツフェスティバル及びワールドマスターズゲームズのプレ大会等の開催を支援し、中高年のスポーツへの参加機会の拡充を図る。

③ 障害者スポーツの振興

性別、障害の有無を問わず、全ての人々のライフステージに応じたスポーツ活動を支援するためには、障害者スポーツの課題であるスポーツに参加できる環境の整備、障害者スポーツの普及、障害者スポーツに対する理解を深める取組を推進することが極めて重要である。

このため、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 では、障害者のスポーツ参加機会を一層拡充するほか、体育施設及び交通アクセスも含めた施設周辺地域全体のバリアフリー化の推進、車いす等の利用規制の緩和、総合型地域スポーツクラブ等との連携事業等の実施、競技団体設立に対する支援、地域のスポーツ指導者を対象とした障害の特性に応じた指導者養成等に取り組むことにより、障害者が気軽にスポーツに参加できる機会を拡充する。また、既存の障害者スポーツ大会を関西マスタースポーツフェスティバルの冠称大会とする等、障害者スポーツの機運醸成、理解促進を図る。

④ 地域のスポーツ振興に向けた広域的連携による支援

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 等で高まった地域のスポーツ振興を風化させずに永続的、持続的なものとするためには、各大会の準備と成果を共有し、大会後も個人・地域・社会・文化の発展に繋げていく長期的なスポーツ戦略が必要である。

このため、府県民のニーズに応じたスポーツ大会の誘致や事業の開催が可能となるよう、現在は各府県市で独自に実施しているスポーツに関する意識や余暇の行動、旅行・レクリエーション活動の動向等を把握する実態調査を関西圏域での統一的な実施にむけて検討する。

また、各種の生涯スポーツ大会への参加を勧奨するため、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催を記念する日・週間等の制定や関西マスタースポーツフェスティバルの 2021 年以降の毎年度開催、さらには企業に対して有給休暇消化の推奨等、スポーツに参加しやすい風土づくりやスポーツへの参加機会の拡充に取り組む。

この他、各種スポーツ大会の招致により、家族、親族、職域、同窓会等様々なグループによるスポーツへの参加形態の創出や大学・研究機関、スポーツ団体、民間企業者等と連携を図りつつ、スポーツボランティア活動に参加できる環境を整備する。

◇ 戦略Ⅱ「スポーツの聖地関西」の実現に向けた戦略

⑤ 国際競技大会・全国大会の招致・支援

スポーツを通じた関西の活性化を推進するためには、府県民のスポーツへの関心や地域ホスピタリティの向上、国際交流の進展、地域の情報発信等の成果をもたらす大規模競技大会の招致とこれらにより高まったスポーツの気運を継続的なものとするのが重要である。

このため、インバウンドの拡大が期待できる国際競技大会や事前合宿、他府県からの訪問者の拡大が期待できる全国大会等の関西各地への招致を支援し、各府県市の特性を生かせる広域的なスポーツイベントの毎年度の開催を検討する。また、関西全体として大規模スポーツ大会の招致に取り組むため、各地に整備されている大規模競技施設利用の連携システムを構築する。

⑥ スポーツ人材の育成

大規模競技大会の招致・開催のためには、アスリートの育成はもちろんのこと、大会運営を支える指導者、審判等のスポーツ人材の育成・確保が必要となる。

このため各府県市が連携したアスリートの育成、スポーツ指導者情報の共有化、トップアスリートによるスポーツ教室や審判などのスポーツ人材育成講習会等の共同開催の実施を検討する。さらに、国際競技大会や国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等総合スポーツ大会の開催時にスポーツ人材をスムーズに確保するため、各府県市の相互派遣等のシステムを構築する。

⑦ 国際競技大会等のレガシー（有形・無形の遺産）の創出に向けた検討

関西ワールドマスタースゲームズ2021は、関西一円で広域開催という先駆的なスタイルで実施することとしておりメガ・スポーツイベントの新たなモデルとなり得る競技大会である。

このため、まず、関西ワールドマスタースゲームズ2021の大会を成功させることに傾注するとともに、今後、大会開催や事前合宿実施による有形・無形の波及効果を最大化する取組を進める体制を構築し、関西ワールドマスタースゲームズ2021の成果を一過性のものに終わらせることなく、次世代へ引き継ぐレガシーを創出することを目指した方策を検討する。

◇ 戦略Ⅲ「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現に向けた戦略

⑧ 広域観光・文化振興との連携

関西ワールドマスタースゲームズ2021、東京2020オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019の3大スポーツイベントが日本、関西で開催されることが決定し、インバウンドをはじめとしたツーリズムを拡充させる絶好の機会を迎えることから、広域的なスポーツツーリズムを整備、促進させる取組が極めて重要である。

このため、インバウンドをはじめとしたツーリズム対策の強化を目指し、関西に集積している観光資源および文化資源を融合させた関西ブランドを理解・体験できるプログラムの創出と、関西の強みである関西各地に多数ある聖地と称される各競技場を活用した広域的なスポーツツーリズムのプログラム創出を検討する。

⑨ スポーツ関連組織とのネットワーク形成

関西には、世界的にみてもスキー、ゴーグル、障害者専用のスポーツ用品等スポーツ用品の製造業が集積しており、繊維製品、革製品、ゴムやケミカル等地場産業とつながりが強い特色のある企業が多いほか、医療関連産業も集積しており、先端医療研究機関や高度専門病院、医療関連企業などが集中している。

また、関西は、高校野球、高校サッカー、高校ラグビーの第1回全国大会開催地であり、日本で最初のゴルフコースが整備され、グランドゴルフ、合気道の「発祥の地」としての位置づけがなされている地域でもある。

このように各種スポーツの伝統を継承し、スポーツ文化を培ってきた関西は、今後、「観光」をはじめ、「食」「アミューズメント」「ファッション」「健康」「医療」等スポーツと関連した産業の発展が大いに見込まれる地域であると考えられる。

このため、地域経済の活性化やスポーツを軸とした関連産業の活性化、スポーツ医科学研究の推進、スポーツツーリズムの新たな展開に向け、関西の企業、行政、スポーツ選手、大学等研究機関が連携し、スポーツと連動することによって発展が見込めるスポーツ関連

産業の現状把握を行うとともに、これらの産業分野と融合したスポーツの振興方策等を検討する。

4 ビジョンの実現に向けて

関西広域連合は、本ビジョンの推進にあたって、関西での生涯スポーツの振興に取り組む構成府県市や関西経済同友会、スポーツ競技団体等との連携・協力を一層強化し、官民連携により、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 を成功させるとともに、今後の関西のスポーツ振興の推進体制について共同で検討を進める。

また、ビジョン実現に向けた関西広域連合と構成府県市の役割として、関西広域連合は主に構成府県市間や外部機関との調整及び連携機能を担う取組を進めるとともに、構成府県市と連携して実施可能な事業や連携した方が効果的な事業に取り組んでいくこととし、構成府県市は地域の特性を踏まえた具体的な事業に取り組む。

【主な取組の具体例】

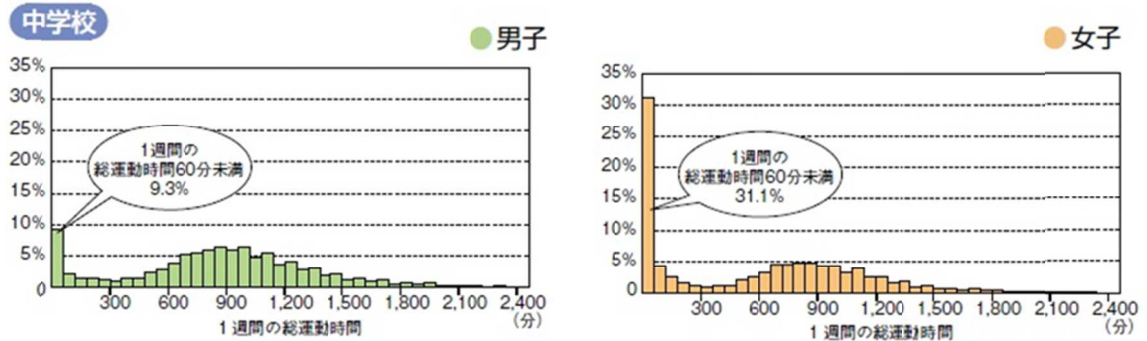
● 関西広域連合

- ① 国際競技大会や全国大会、事前合宿の招致及び開催支援
- ② スポーツに関する意識や余暇の行動等についての統一的な実態調査の実施
- ③ 指導者情報の共有化や審判などの競技役員の養成講習会等の共同開催 など

● 構成府県市

- ① 総合型地域スポーツクラブ等の活動支援
- ② 防災や子育てなど、スポーツ以外の分野にスポーツをリンクさせた新しいイベントの実施 など

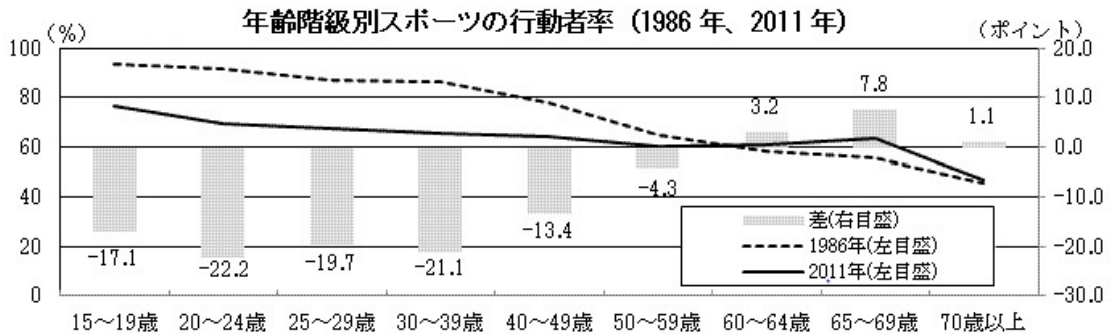
1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査



1週間の総運動時間の分布（平成22年度）

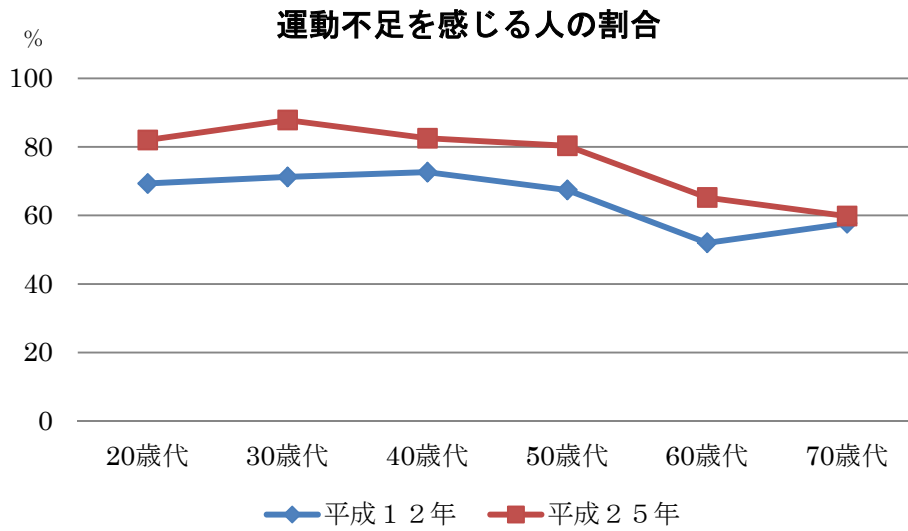
（出典）「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」平成 24 年 3 月文部科学省

2 スポーツ実施率(20代から50代における昭和61年と平成23年との比較)



（出典）「社会生活基本調査」平成 23 年総務省統計局

3 「運動不足を感じる意識」(20代から50代における平成12年と平成25年との比較)



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」文部科学省より作成

4 成人のスポーツ実施率が低い理由

| | | 間(児)事 が(が)忙 ない(家) かし(事) らく(・) ら(育) て(時) | 好(運) き(動) で(・) な(ス) い(ポ) か(ー) ら(ツ) は | 金 が か か る か ら | 年 を 取 っ た か ら |
|----|--------|---|---|---------------------------------|---------------------------------|
| | | % | % | % | % |
| 総 | 数 | 50.7 | 13.5 | 6.9 | 20.4 |
| 20 | ～ 29 歳 | 57.9 | 26.3 | 5.3 | 5.3 |
| 30 | ～ 39 歳 | 86.2 | 17.2 | 13.8 | 3.4 |
| 40 | ～ 49 歳 | 63.9 | 14.8 | 14.8 | 8.2 |
| 50 | ～ 59 歳 | 70.3 | 20.3 | 7.8 | 4.7 |
| 60 | ～ 69 歳 | 44.0 | 11.0 | 4.0 | 21.0 |
| 70 | 歳以上 | 22.2 | 6.7 | 2.2 | 47.8 |

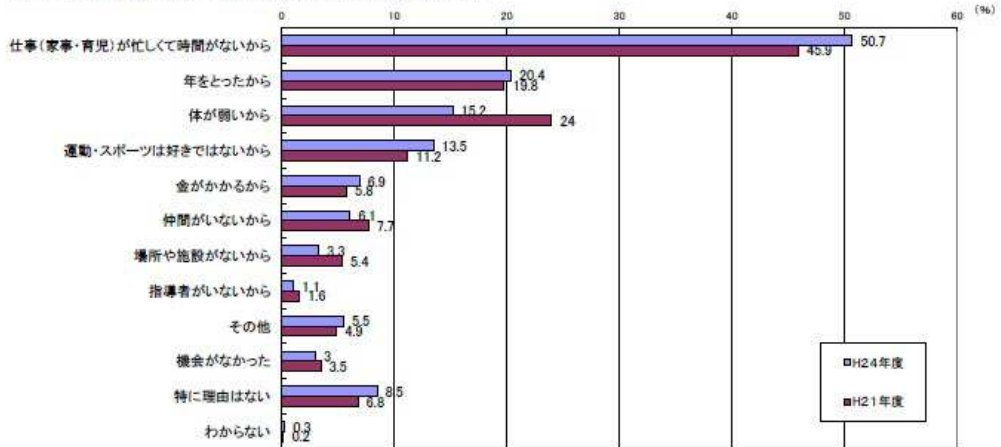
(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」平成 24 年度文部科学省より作成

成人のスポーツ実施状況等

運動・スポーツを行わなかった理由

運動・スポーツを行わなかった理由は「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから」(50.7%)が最も高く、次いで「年をとったから」(20.4%)、「体が弱いから」(15.2%)、「運動・スポーツは好きではないから」(13.5%)などがある。

【この1年間に運動やスポーツを行わなかった理由(複数回答可)】

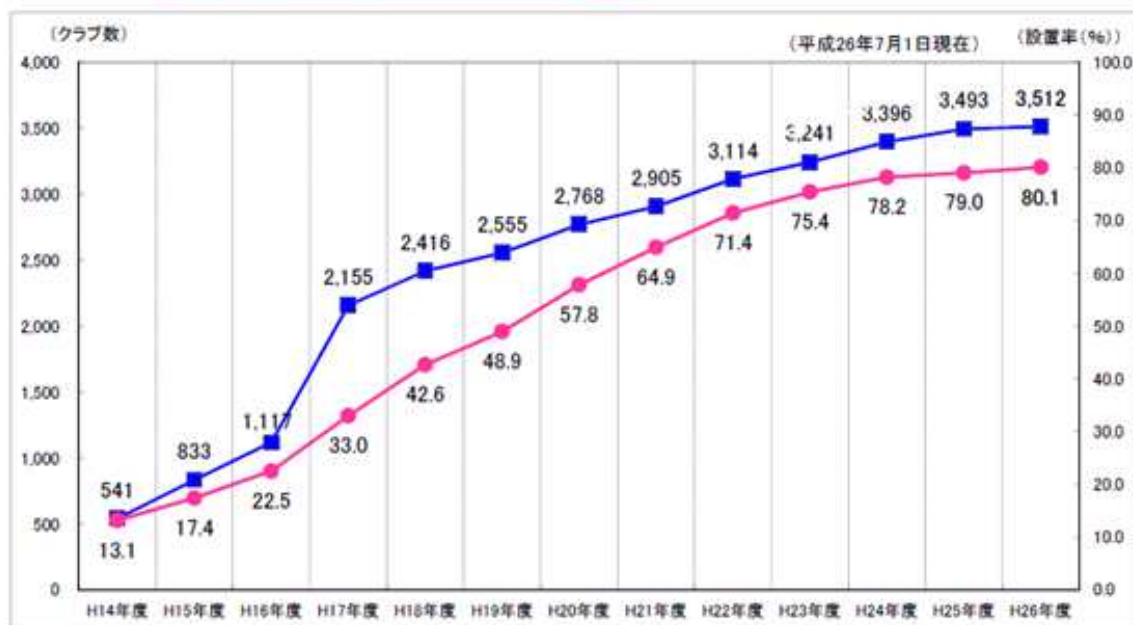


(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年度内閣府実施、平成24年度文部科学省実施)

5 総合型地域スポーツクラブ設置状況・設置数

(1) 設置状況

- 全国に3,512クラブ設置
- 全国の市区町村の80.1%に設置



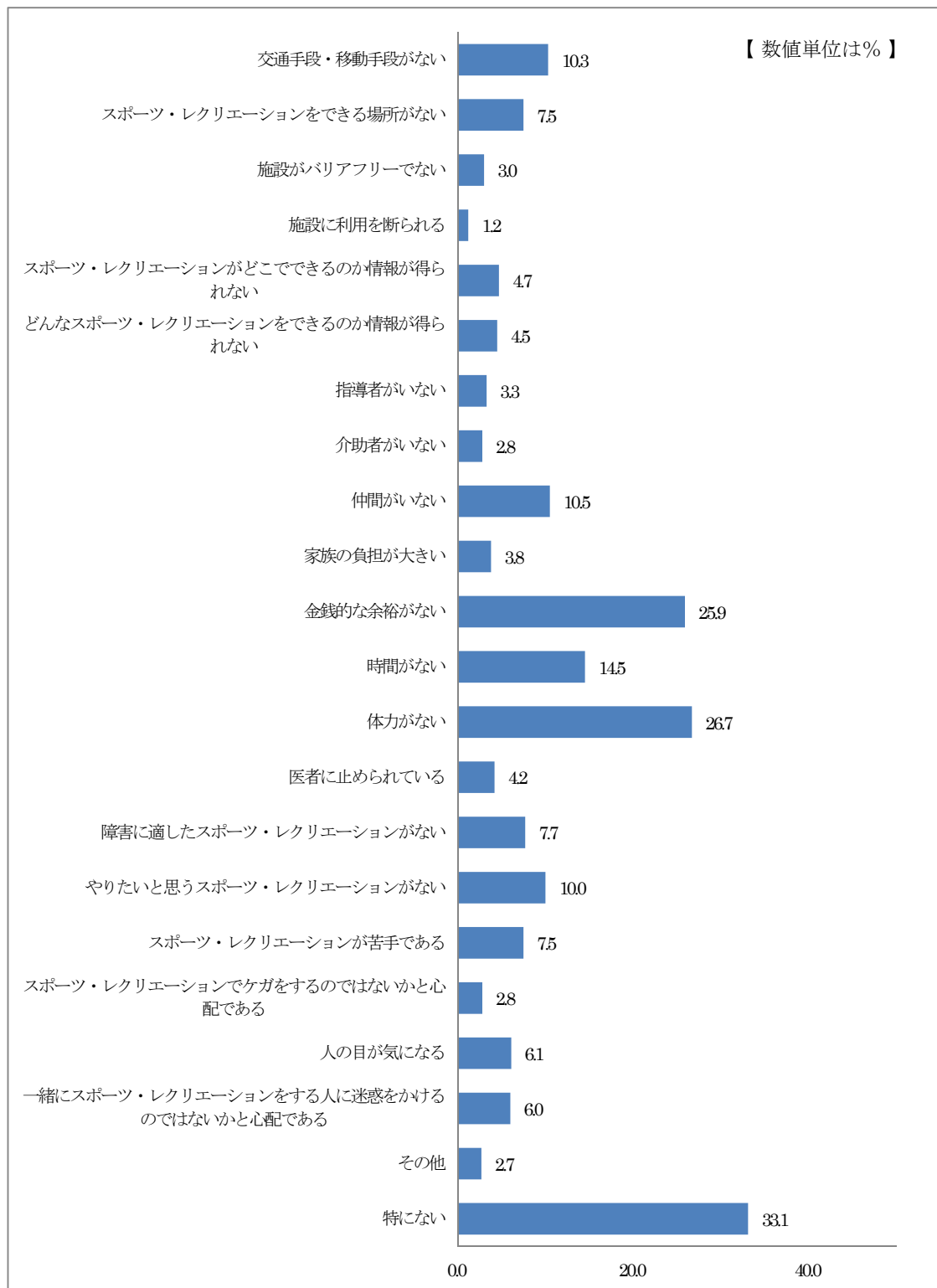
(注) 総合型地域スポーツクラブ数については、創設準備中を含む。

(出典) 文部科学省「平成26年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」

(2) 設置数

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置クラブ数 (創設済みクラブ+ 創設準備中クラブ) | 1,117 | 2,155 | 2,416 | 2,555 | 2,768 | 2,905 | 3,114 | 3,241 | 3,396 | 3,493 | 3,512 |
| クラブ設置市区町村(①) | 702 | 783 | 786 | 894 | 1,046 | 1,167 | 1,249 | 1,318 | 1,362 | 1,377 | 1,394 |
| 全国市区町村数(②) | 3,122 | 2,375 | 1,843 | 1,827 | 1,810 | 1,798 | 1,750 | 1,747 | 1,742 | 1,742 | 1,741 |
| クラブ設置市区町村の割合 (①÷②×100(%)) | 22.5 | 33 | 42.6 | 48.9 | 57.8 | 64.9 | 71.4 | 75.4 | 78.2 | 79.0 | 80.1 |

6 障害者がスポーツを実施する障壁

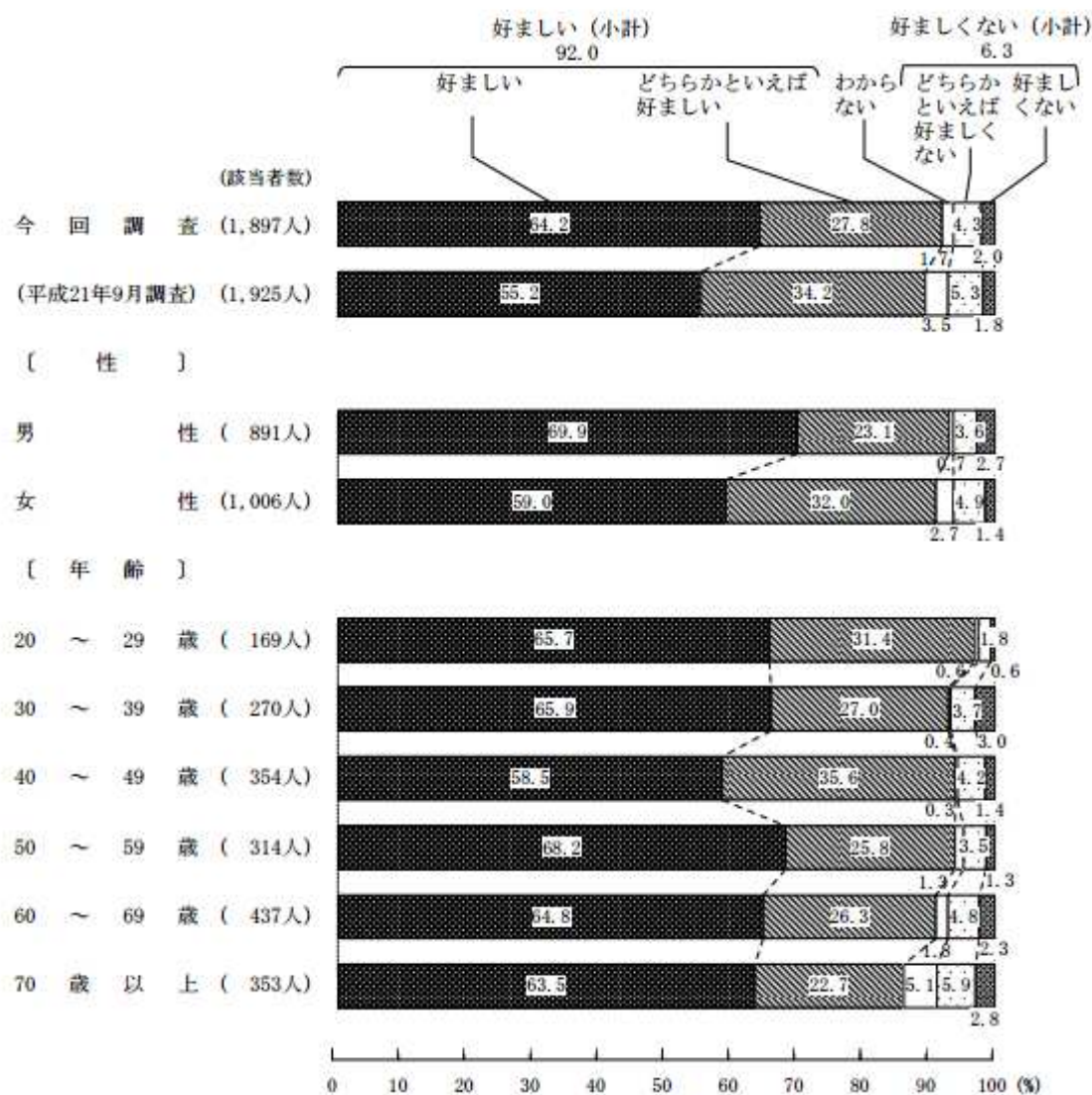


注) スポーツ・レクリエーションへの意識に関する設問のため、対象を回答者本人が障害児・者である場合に限定した。

(出典)「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究報告書」平成 25 年度文部科学省

7 オリンピック・パラリンピックや世界選手権大会等の国際大会をわが国で開催することについて

国際大会を我が国で開催することについて



(注) 平成21年9月調査では、「あなたは、オリンピック競技大会や世界選手権大会などの国際大会を我が国で開催することについてどう思いますか。」と聞いている。

(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」平成25年1月調査文部科学省

8 オリンピック・レガシー

ロンドン・オリンピックにおけるレガシー

| | |
|-----------|--|
| スポーツ・健康生活 | <p>スポーツ選手への助成増強（13%増）</p> <p>運動（週1回）する人の増加（140万人以上）</p> <p>学校スポーツへの1.5億ポンド/年の助成（2013年以降）</p> <p>スポーツ国際交流（20カ国1500万人の参加）</p> |
| 東ロンドン再生 | <p>オリンピックパーク・施設の整備</p> <p>交通整備への投資（65億ポンド）</p> <p>1万1000戸の住宅整備、1万人の新規雇用創出</p> |
| 経済成長 | <p>280～410億ポンドの経済効果、62～90万人の雇用創出（2020年まで）</p> <p>失業者への雇用創出（7万）</p> <p>2014年ワールドカップ、2016年リオ五輪に向けた新規契約の獲得（1.2億ポンド）</p> <p>観光客増（1%）、観光消費増（4%）</p> |
| コミュニティ強化 | <p>ボランティア意欲向上、参加者の増加</p> <p>10万人の新規ボランティア（2013年）</p> <p>文化プログラムへの参加（4300万人）</p> <p>環境配慮（オリンピックパークの土壌洗浄、ISO20121等）</p> |
| パラリンピック | <p>障がい者のスポーツ参加向上</p> <p>パラリンピック支援助成の増加</p> <p>交通、社会インフラにおけるアクセス性の向上</p> |

出典：“Inspired by 2012: The legacy from the London 2012 Olympic and Paralympic Games”より
三菱総合研究所作成